



第4章 地域包括ケアの実現に向けて

施策1 介護予防の促進

施策2 生活支援の充実

施策3 相談支援体制の充実

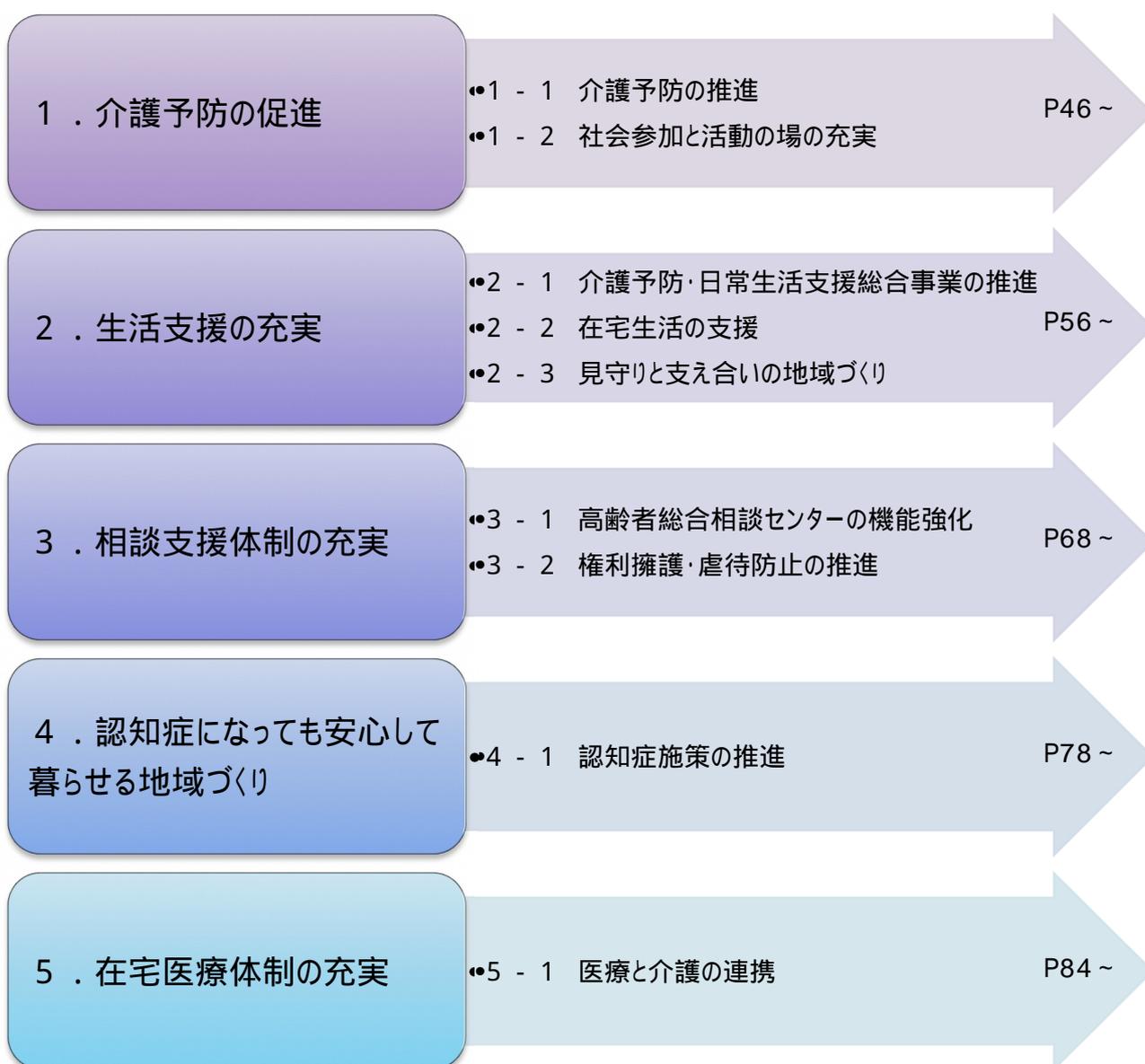
施策4 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

施策5 在宅医療体制の充実

今回の計画では、第5期計画からスタートした地域包括ケアシステムをさらに深化させるとともに、第6期計画において取組みを強化してきた「介護予防の推進」、「認知症施策の推進」、「医療と介護の連携」を引き続き推進します。また、高齢者が住み慣れた地域でともに支え合いながら、安心して生活するための地域包括ケアの実現のためには、多様な主体による生活支援の体制を整備し、提供するサービスを充実させていくことが重要となります。

豊島区の掲げる基本方針と基本目標を達成し、豊島区がめざす地域包括ケアシステムの実現に向けて、第7期計画では「生活支援の充実」と高齢者総合相談センターを核とした「相談支援体制の充実」について重点的に取り組みます。

〔施策の体系〕



施策 1 介護予防の促進

1-1 介護予防の推進

介護予防とは、「高齢者が要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきした生活を送ることができるように支援すること、また、既に要介護状態であっても重症化を防ぐこと」とされています。高齢者を年齢や心身の状況によって区別することなく、だれもが主体的に介護予防の取組みを行うことで、個人のみならず地域全体が、元気になることをめざします。

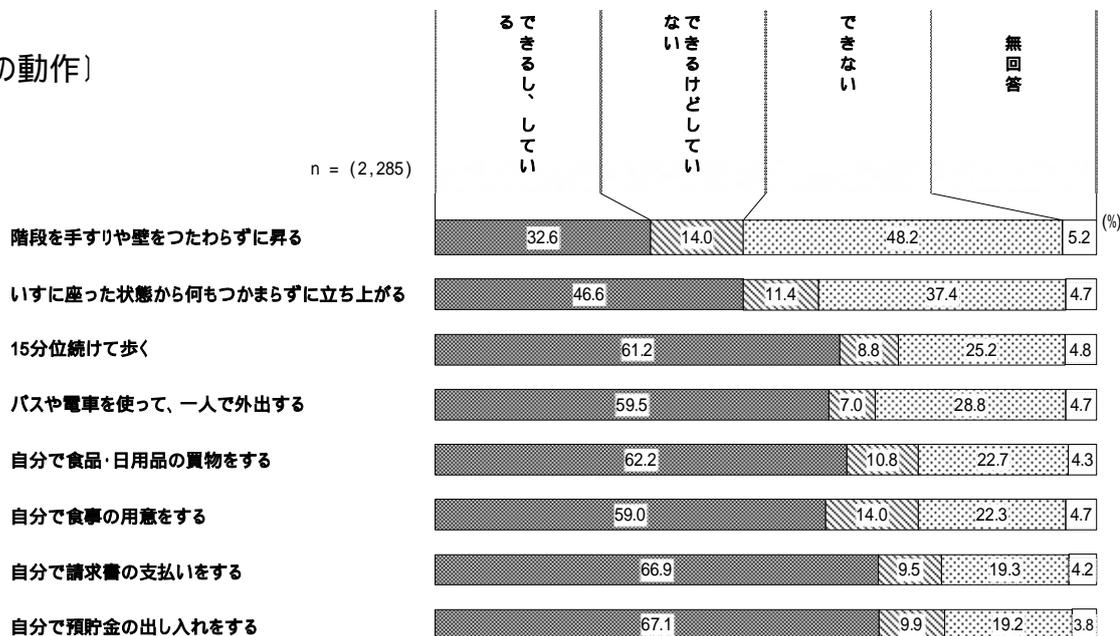
現状と課題

(1) アンケート調査結果

「バスや電車を使って一人で外出する」ことができると回答している割合は59.5%、「15分位続けて歩くことができる」と回答している割合は61.2%となっています。

自立した日常生活を長く送ることは多くの人の願いであり、そのために健康寿命を延ばすことを目的として介護予防を推進していくことが重要です。

(日常の動作)



出典：平成28年度 日常生活圏域ニーズ調査

(2) 介護予防事業の実績

介護予防に関する知識の普及啓発

高齢者が介護予防に関する知識を得て実践につなげることを目的として、講演会や口腔・栄養講座の開催、介護予防イベントなど介護予防の普及啓発を行っており、参加者も年々増加しています。

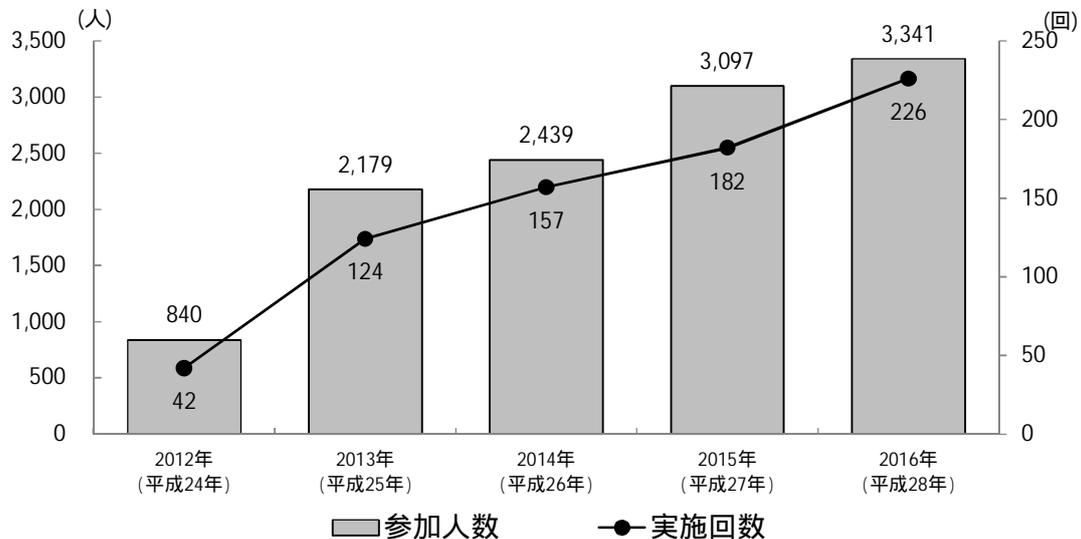
平成29年4月には、豊島区立高田介護予防センター（以下「介護予防センター」といいます。）を開設しました。介護予防センターは、区内初の介護予防を目的とした施設として、介護予防に主体的に取り組むグループの支援や、介護予防に関する情報発信、講座を行っています。

また、歩行速度や握力、口腔機能等をセルフチェックできるコーナーや認知症予防のトレーニング用バイクを設置し、だれもが個々の健康レベルに合った介護予防活動に取り組める施設となっています。



〔平成29年4月にオープンした豊島区立高田介護予防センター〕

〔介護予防啓発事業の実績〕



介護予防運動プログラム

介護予防運動プログラムは、「高齢者マシントレーニング」、「筋力アップ教室」、「高齢者水中トレーニング」を行っています。平成28年度から総合事業の「一般介護予防事業」へ移行し、運動のきっかけづくりの事業として展開しています。

〔介護予防運動プログラム（平成28年度）〕

	実施回数	参加人数
高齢者マシントレーニング	8クール	880人
筋力アップ教室	12クール	1,128人
高齢者水中トレーニング	8クール	608人

「通いの場」づくり

地域の身近な場所で簡単な体操を行ったり、交流ができる「通いの場」を増やしていくことにより、高齢者の閉じこもりや心身機能の低下、生活の不活化を防ぎます。平成28年度に東京都健康長寿医療センターの監修により作成した「としまる体操」は、制作時にモニターとして参加した区民を中心に19グループが立ち上がり、介護予防センターを始め区内の各所で集い、体操による介護予防を行っています。



〔としまる体操の様子〕

〔としまる体操を行う自主グループ数（平成28年度）〕

	グループ数	登録人数
としまる体操の自主グループ数	19グループ	140人

主な取組み

高齢者の健康寿命の延伸をめざし、地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発を行います。高齢者の介護予防、要介護状態の軽減や悪化防止のためには、個人へのアプローチに加え、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできる環境整備や地域づくりが重要となってきます。

そこで、運動のきっかけづくりとしての「運動プログラム」や、栄養改善のための「食彩いきいきサロン」、認知症予防としての「読み聞かせ」、「シニアウォーキング教室」を行ったり、介護予防センターや介護予防サロンなどを利用した、通いの場づくりを進めます。また、地域におけるリハビリテーション専門職との連携による介護予防の取組みを推進していきます。

(1) 介護予防に関する知識の普及・啓発

「口腔・栄養講座」、「お化粧品による介護予防」など講座形式だけではなく、継続的な活動につながるように「通いの場」に訪問する巡回形式を取り入れたり、介護予防サポーター向けの講座を開催するなど、内容や開催方法を工夫し、講座の参加者が得た知識を実践し、伝え合うような取組みにつなげていきます。

(2) 健康づくりと介護予防（「通いの場」づくりの促進）

介護予防センター、介護予防サロン、としまる体操などを利用した、「通いの場」づくりをすすめます。また、高齢者自身が集いの場の創出や運営に主体的に関わることができるように、研修や巡回支援などを行います。「通いの場」において行われる体操の普及や助言を、地域のリハビリテーション職と連携することで効果を高め、内容の充実を図っていきます。

関連事業

高齢者元気あとおし事業、介護予防センター運営事業、介護予防サロン事業
介護予防運動プログラム事業

成果指標

【指標】	【現状】	【目標】
介護予防センター個人登録人数	181人	300人
としまる体操を行う住民主体の通いの場の創出	19グループ	40グループ

施策 1 介護予防の促進

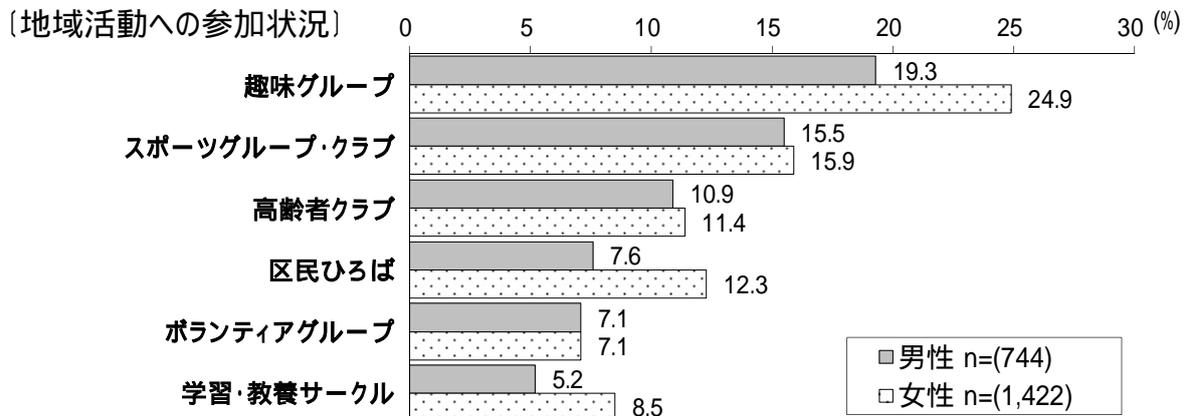
1-2 社会参加と活動の場の充実

高齢者が地域社会において自立した生活を営むために、いきいきと生きがいを持って日常生活を過ごすことができる地域をめざします。高齢者が趣味や特技、サークル活動などを通じて地域社会と交流できる場や、高齢者がこれまでに培った知識や経験を生かしてボランティア活動を行うなど、地域の一員として活躍できる場や機会を提供します。

現状と課題

(1) 活動の場の参加状況や地域資源の把握

趣味活動やスポーツへの参加が高く、ボランティアや学習・教養サークルへの参加が低い状況です。また、男性より女性の参加率が高いことがうかがえます。



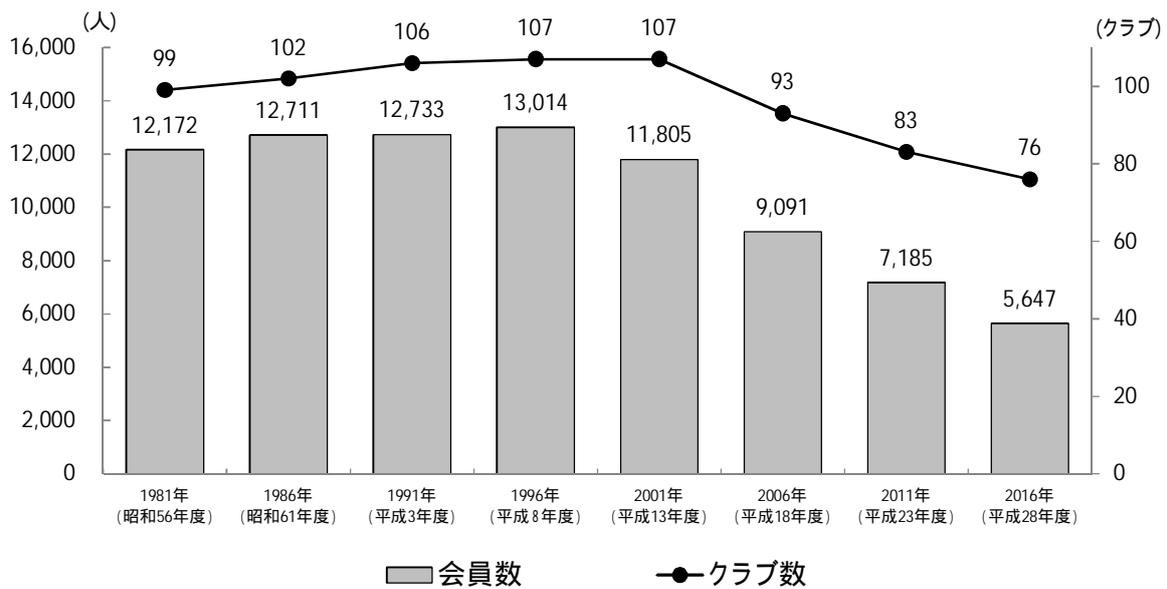
出典：平成28年度 日常生活圏域ニーズ調査

(2) 高齢者クラブの状況

会員数とクラブ数の推移

高齢者クラブは、高齢者が自主的に仲間づくりをすすめ、趣味や教養向上を目的とした生きがい活動やウォーキング、ゲートボール等の健康づくり、知識や経験を生かして地域に貢献する社会活動などを行っています。高齢者クラブの会員数、クラブ数は、平成8年度をピークに新規加入者の減少に伴い、減少傾向が続いています。今後は、会員数、クラブ数の減少を食い止め、維持していくことが課題となっています。

〔高齢者クラブの会員数とクラブ数の推移〕



高齢者クラブ連合会行事参加状況

高齢者クラブには、高齢者クラブ連合会が主催する活動とクラブ単位で行う活動があります。活動の内容は、見守り活動などの社会奉仕活動、生きがいを高める活動、健康増進につながる活動などです。豊島区では高齢者クラブの活動支援として、高齢者クラブへの助成を行うほか、高齢者クラブ連合会の活動への協力を行っています。



〔見守り活動の様子〕

〔高齢者クラブ連合会の行事参加状況〕

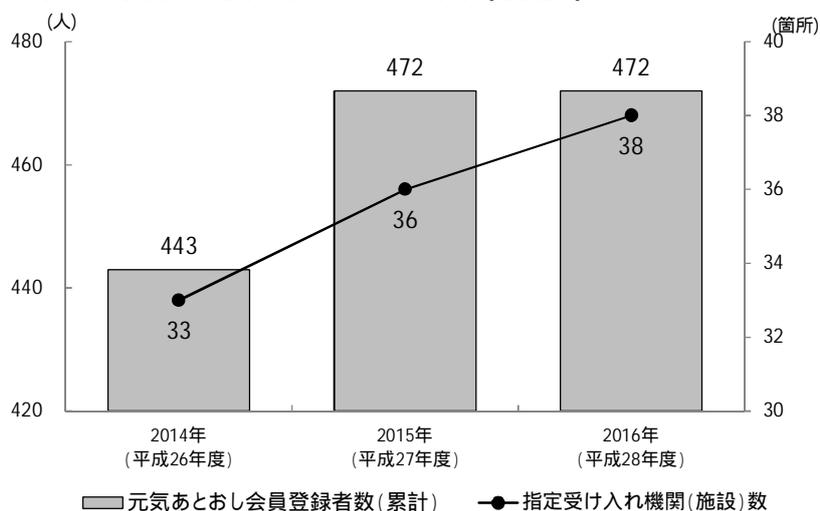
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
社会奉仕活動の日参加クラブ	全クラブ	全クラブ	全クラブ
見守り活動クラブ	61クラブ	58クラブ	56クラブ
輪投げ大会参加者	396人	425人	445人
作品展(出展者)	164人	144人	149人
芸能大会(出演者・参加)	811人	931人	984人
健康教室	190人	227人	202人
体力測定	85人	90人	102人

(3) 元気あとし事業

元気な高齢者が、区内の指定された特別養護老人ホーム等でのボランティアや、介護予防事業（介護予防サロン、測定会、介護予防運動プログラム）での運営補助を行うなど、ボランティアをする人自身の社会参加と介護予防を行っています。

この事業に参加している登録者数、指定受け入れ機関数ともに年々増加傾向にあります。

〔元気あとし会員登録者数と指定受け入れ機関（施設）数〕



(4) 介護予防の担い手の養成

介護予防では、共助（ともに支え合う）の仕組みが重要です。地域において、介護予防の知識を持った住民が介護予防活動を進めていけるよう、担い手の育成を行っています。社会参加と介護予防の視点がこうした活動を通して広がっていくことで、地域全体がより元気になることをめざします。

介護予防リーダー

地域で主体的に介護予防活動のリーダーとして活動する担い手を養成しています。

健康長寿医療センターが開発した「介護予防リーダー養成講座」を受講し、修了した介護予防リーダーが、区内の各所で自主グループ活動やサロン活動などを行っています。

介護予防サポーター

豊島区が主催する介護予防サポーター養成講座（2日間）の受講を修了することにより、介護予防サポーターとして登録できます。

介護予防サポーターは、介護予防運動プログラムの運営補助、介護予防センターでのサポートスタッフ、介護予防イベントの運営スタッフなどの活動を行っています。

〔介護予防サポーター登録者数〕

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
介護予防サポーター登録者数	100人	124人	137人

高齢者にとって、生きがいを持って日常生活を過ごすことは自立した生活を営む上で重要です。

趣味やサークル活動等を通じて、高齢者がこれまで培った技術や経験を活かし、地域社会の一員として社会貢献できる場を提供します。元気な高齢者が、支援を必要とする高齢者の見守りや声かけ等生活支援サービスの担い手として役割を果たすなど、高齢者の社会参加を促進するとともに、活動の場を充実させ、要介護状態等になることをできる限り予防していきます。

(1) 活動の場への参加の多様性と有機的な連携

高齢者がサービスの受け手としてだけでなく、社会的な役割を感じられるように、住民、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等と連携しながら、心身の状態に応じた多様な参加の場を創出していきます。

情報の収集・発信

ボランティア、生きがい活動、趣味活動など高齢者の活動の場となる社会資源や高齢者の支援、活動のニーズを把握し、地域の高齢者に必要な情報を発信していきます。

男性の参加促進

活動の場への男性参加者が少ないことから、男性でも参加しやすい環境づくりや周知方法などを工夫して活動の場への参加を促していきます。

(2) 高齢者クラブへの支援

社会奉仕活動、生きがいを高める活動、健康増進につながる活動などを推進している高齢者クラブについて、会員数やクラブ数の減少を食い止めるために支援を進めます。

募集活動の支援

広報としまの特集号やホームページで、高齢者クラブの活動状況などの掲載の仕方を工夫して、会員の増加を支援していきます。

クラブ存続への支援

これまでの高齢者クラブ規模による助成に加え、会員数が増えた場合にインセンティブが与えられるような助成制度に見直しを検討します。また、高齢者クラブの運営にあたり大きな課題となっている会計処理の煩雑な事務を支援するため、シルバー人材センターと連携し、会計経理支援担当の設置を検討します。

(3) 元気あとし事業

高齢者が区内の特別養護老人ホームなどの施設でのボランティア活動を通して、社会参加・地域貢献することを支援し、高齢者自身の介護予防を図るとともに、地域ケアの担い手となる元気高齢者を増やしていきます。

普及啓発の強化

広報としまや周知用のリーフレットをよりわかりやすいものにし、ボランティア会員数の増加に向けた普及啓発を進めていきます。

受け入れ先の充実

運営委託先の豊島区民社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」といいます。）と連携しながら、受け入れ施設の充実や会員がボランティアに参加しやすい環境の整備を検討していきます。

(4) 介護予防リーダー、介護予防サポーターの養成

介護予防リーダーや介護予防サポーターの養成、活躍の場の提供、活動の継続支援を行っていきます。介護予防リーダーは、「介護予防リーダー養成プログラム」を修了し、地域で活動する介護予防の住民リーダーです。介護予防リーダーになると、主体的に介護予防の普及啓発活動を行うほか、介護予防事業終了後の自主グループのリーダーになるなど、地域の介護予防を推進する要としての役割を担います。

また、介護予防サポーターは、介護予防リーダーが企画・運営する活動グループのサポートや、介護予防センターでのスタッフとしての活動、介護予防事業のサポーターなど自身の介護予防活動の一環として行うボランティアです。

こうした役割や出番を創出し、高齢者がサービスの受け手としてではなく、担い手として活躍する地域づくりを目指します。

関連事業

食彩いきいきサロン事業、介護予防リーダー養成事業、介護予防サポーター養成事業、高齢者クラブ運営助成経費、浴場ミニデイサービス、敬老の日事業、敬老入浴事業

成果指標

【指標】	【現状】	【目標】
介護予防サポーター登録人数	137人	200人
住民主体の通いの場の受け入れ人数	1,440人	1,500人

介護予防リーダー事業から始まった地域で活躍する自主グループの活動や、銭湯を起点とした通いの場の取組みをご紹介します。

介護予防リーダー事業の紹介（いきいきクラブIN豊島）

豊島区の介護予防リーダー1期生が中心となって、西巣鴨地域で活躍している自主グループです。清掃ウォーキングや健康体操を行っている「西すパートナーズ」、集いの場を開いている「栄養・口腔しあわせサロン」、「ほほえみサロン」等で吹き矢を通して健康づくりを目指している「楽楽吹き矢」の4つの活動を展開しています。



（いきいきクラブIN豊島）

特に、地元大正大学との交流は活発で、学生が活動に参加したり、いきいきクラブが大学祭に参加するなど、地域、大学、世代と様々な形での連携を深めています。

高齢者にとって銭湯をもっと身近なものに 敬老入浴事業

高齢者の健康保持を目的として、65歳以上の高齢者に対し、区内24か所の公衆浴場に年間30回まで、1回100円で入浴できる敬老入浴事業を実施しています。利用者の利便性を考え、ICカード「としま・おたっしゃカード」を発行しており、年間で延べ10万人以上の人に利用されています。



浴場ミニデイサービス事業

高齢者の健康増進と閉じこもり予防を目的として、開店前の公衆浴場（ ）で高齢者向けの健康体操などのプログラムを実施しています。参加者はプログラム終了後、100円で入浴でき、年間延べ3,600人以上の利用があります。

区内11か所（平成29年度現在）

施策 2 生活支援の充実

2-1

介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防を重視しつつ、心身の状態に合った要支援認定者等に対する在宅サービスを構築します。その担い手を豊島区が育成し、支え合う地域づくりを推進します。

現状と課題

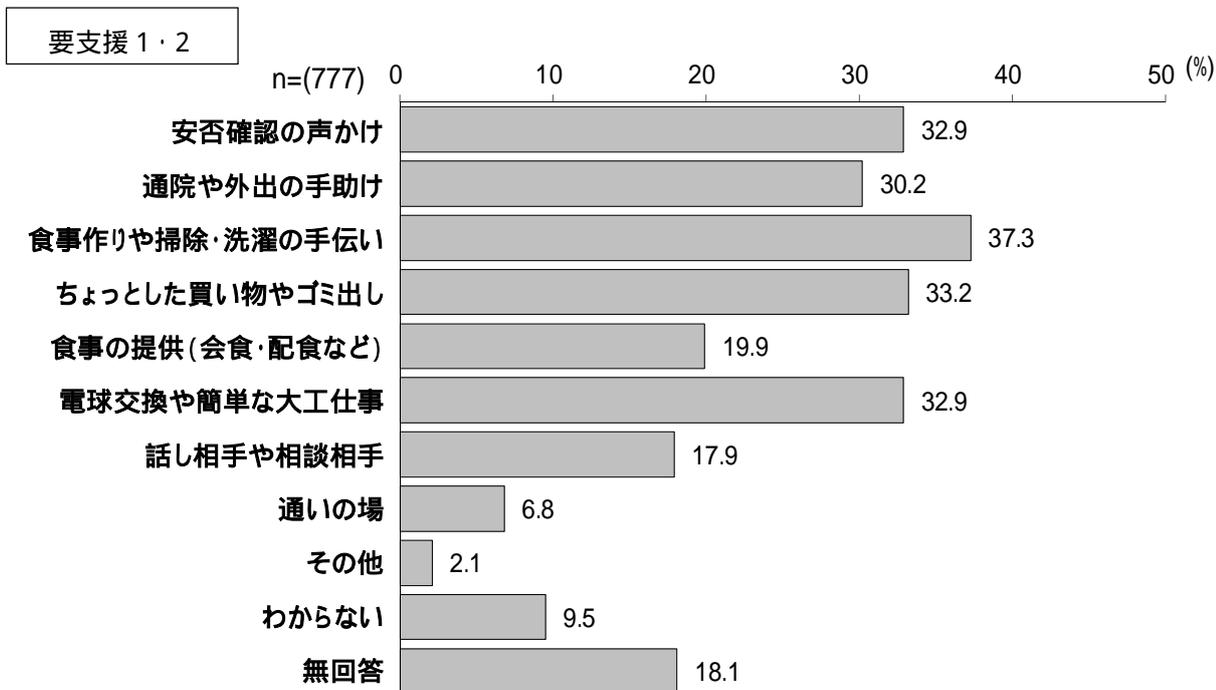
(1) 在宅生活を支援するサービスの実施

下記のアンケートのように在宅生活の支援として食事作り、掃除、洗濯、買い物やゴミ出しなど日常の生活支援を求める声が高くなっています。

要支援認定者等の生活を支援する総合事業の訪問型サービスは、国相当基準のサービスを実施するほか、平成29年度から豊島区の独自サービスとして、簡易な家事援助サービスを提供する訪問型サービス「生活支援お助け隊」事業を開始しました。

通所型サービスは、現在国相当基準サービスのみ実施していますが、今後、利用者の心身の状態に合わせた区独自の基準緩和型サービスを構築する必要があります。

〔在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（複数回答）〕



出典：平成 28 年度 日常生活圏域ニーズ調査

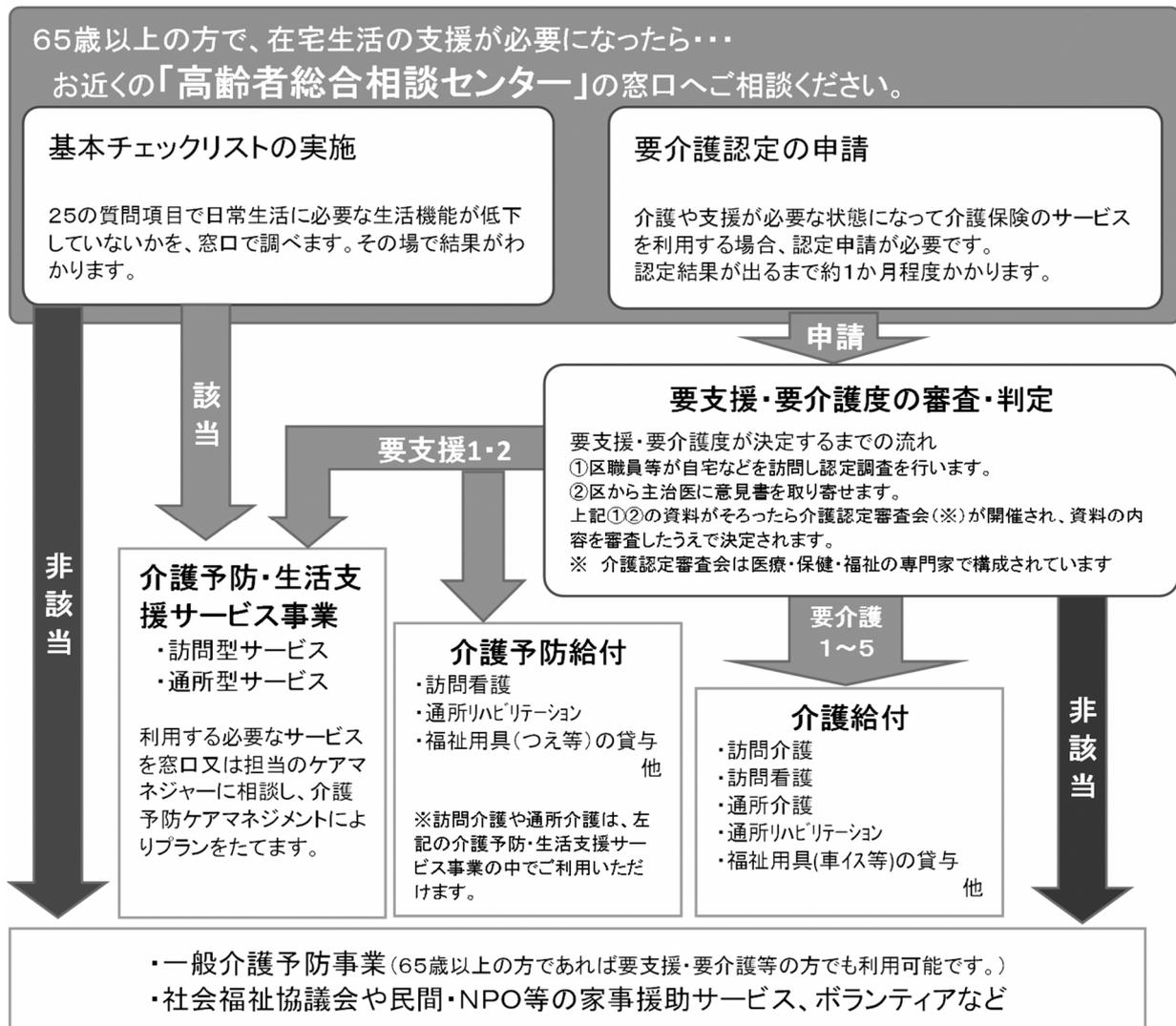
(2) 総合事業基準緩和サービス従事者育成研修

新たな訪問型サービスの実施に伴い、区独自サービス従事者育成研修（以下「区研修」といいます。）修了者が従事者となって家事援助サービスの提供を始めました。区研修は、平成28年度には38人が受講を修了しています。また、本サービスをさらに充実するため、募集方法などを工夫し、3年間に400人の区研修修了者を育てることを計画しています。今後は、サービスの質を担保できるよう、区研修の内容の定期的な見直しや、従事者に対する継続的な支援をしていく必要があります。

(3) 総合事業利用の周知

平成28年度から始まった総合事業については引き続き、区民や関係機関、介護事業者に周知し、制度やサービスの仕組みへの理解を深める必要があります。

〔総合事業利用のながれ〕



(4) 基本チェックリストの活用

総合事業の事業対象者かを判断する「基本チェックリスト」については、適切な活用を進めていけるよう、各高齢者総合相談センターにおける利用を促すだけでなく、要支援認定者で介護予防サービス未利用者の実態を把握し、「基本チェックリスト」から始まる介護予防の取組みへの効果的なアプローチを行うとともに、必要なサービスを提供できる体制を整備していく必要があります。

主な取組み

(1) 区独自サービス等の実施

区独自訪問型サービスの実施

平成28年度から開始した国相当基準の訪問型サービスのほかに、平成30(2018)年度から区研修修了者が指定訪問介護事業所に就労し従事できる、区独自訪問型サービス「としまいきいき訪問サービス」を実施し、要支援者等の心身の状態にあったサービスを提供します。また、平成29年度からシルバー人材センターが実施している「生活支援お助け隊」は、平成30(2018)年度から豊島区社会福祉事業団が実施団体として加わりました。今後もより幅広い世代が本事業の担い手として活躍できる体制をつくっていきます。

区独自通所型サービスの構築

としまる体操の普及や介護予防センターの開設など、住民主体の通いの場を充実させ、介護予防に寄与するよう施策を推進しています。

現状では、総合事業における通所型サービスは国相当基準サービスのみ実施していますが、より介護予防に効果的な通所型サービスの実施方法や区民ニーズ等を検証し、区独自通所型サービスを構築していきます。

(2) 総合事業基準緩和サービス従事者育成研修の実施

地域住民が「生活支援お助け隊」や「としまいきいき訪問サービス」の従事者となれるように、豊島区が研修を実施します。地域住民が介護サービスの担い手となることで、地域人材の発掘・活躍を推進し、介護人材不足の解消を図ります。

今後、研修受講者数の確保のため、受講生の募集方法の見直しを図るとともに、参加者へのインセンティブの付与を検討していきます。

また、研修最終日に指定訪問介護事業所との「就職相談会」を開催し、研修修了者を区独自サービスの従事者として就労につなげます。



(平成29年7月実施 研修の様子)

(3) 総合事業の周知

「区独自訪問型サービス」の制度理解や円滑な移行を進めるとともに活用を図るため、広報としま等の活用や説明会を実施し、区民、関係機関、介護事業者等へ総合事業制度の趣旨の普及や理解を深めるための取組みを進めます。

(4) 基本チェックリストの実施促進

介護予防・生活支援サービス事業の利用が必要な人に対して実施するだけでなく、一般介護予防事業を希望する人に対しても、その人の状態把握やセルフプラン作成支援のためのツールとして積極的に実施します。実施促進のために、高齢者総合相談センターへの実施数に応じたインセンティブ導入も検討します。その他、介護予防センター利用者や、介護予防把握事業における訪問時にも実施するなど、高齢者総合相談センター窓口以外でも実施していきます。

また、要支援認定者で介護予防サービス未利用の人への更新のお知らせについて、発送方法等の変更を検討し、要支援認定者へきめ細やかなアプローチを実施することで、基本チェックリストや総合事業のサービスなどの周知とさらなる利用の拡大を図ります。

(5) 総合事業の実施状況の調査・分析及び評価

介護予防・生活支援サービス事業については区独自訪問型サービスを開始していることから、サービスの利用状況やその後の利用者の状態などを調査・分析し、実態の把握が重要になります。日常生活圏域ニーズ調査の結果を見る化システムなどで分析するとともに、区の事務事業評価や実際にサービスを利用された人の声を取り入れるなど様々な手法を用いて事業を評価し、より利用しやすいサービスの提供に向けて見直しを行います。

関連事業

介護予防ケアマネジメント強化事業、総合事業基準緩和サービス従事者育成研修事業、訪問型サービス事業経費、通所型サービス事業経費、介護予防ケアマネジメント事業

成果指標

【指標】	【現状】	【目標】
総合事業基準緩和サービス従事者育成研修育成人数	38人	400人

施策 2 生活支援の充実

2-2 在宅生活の支援

住み慣れた地域で年齢を重ねても暮らし続けていくためには、身体状況や生活状況に応じた様々な支援が必要になります。豊島区では一人ひとりの状態に合わせた支援ができるよう、介護保険サービスとそれ以外の福祉サービスとの連携を深め、その人にあった在宅生活を世代を超えて支える仕組みづくりを進めていきます。

高齢者の在宅生活を支えるボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等、多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を進めます。生活支援体制整備事業を推進するため、生活支援コーディネーターが中心となり、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組みのマッチングの一体的な活動を推進します。

また、地域の支え合いの仕組みづくり協議会、地区懇談会、区民ミーティング等、多様な事業主体間の情報共有と連携・協働による取組みを推進します。

現状と課題

(1) 支え合いの仕組みづくり

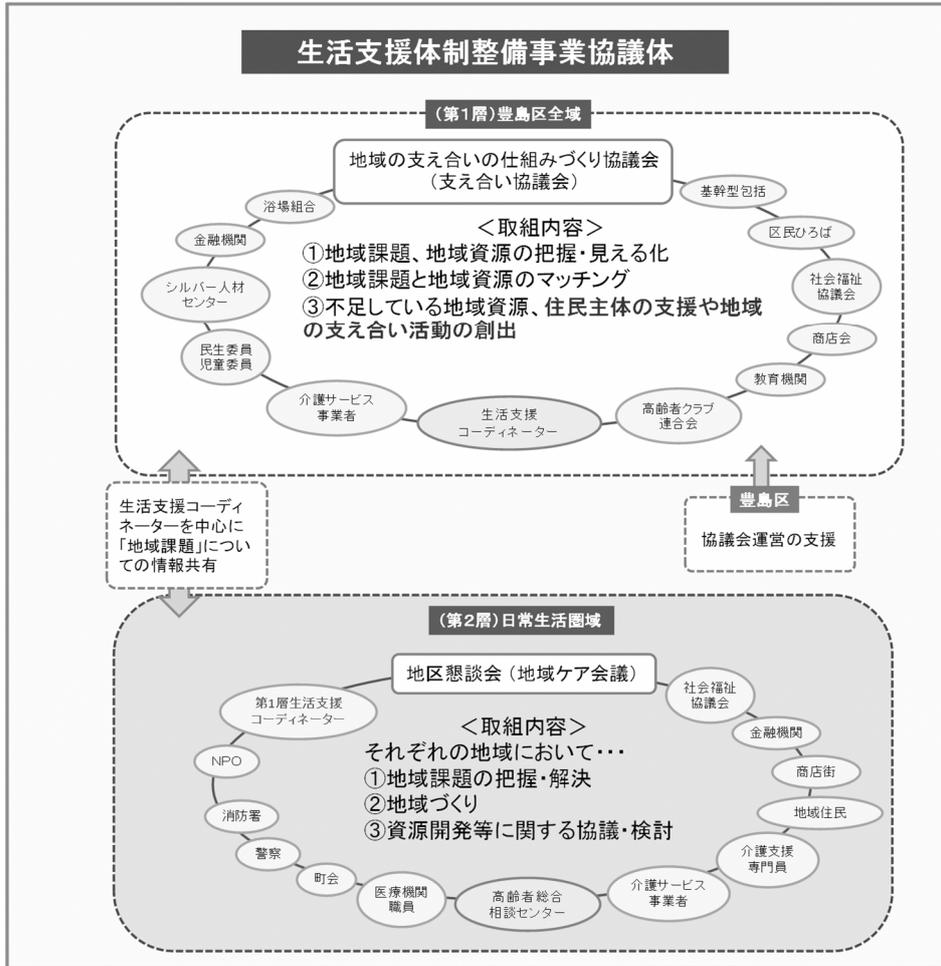
住民、NPO、企業等の多様な事業主体による、重層的な介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築を支援するため、生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の把握や創出、担い手の養成、情報共有や連携体制等のネットワーク構築、ニーズと取組みのマッチングなど一体的な活動を推進してきました。

また、地域の支え合いの仕組みづくり協議会、高齢者総合相談センターによる地区懇談会、社会福祉協議会が開催する区民ミーティング等、多様な事業主体間の情報共有と連携・協働に取り組んでいます。

(地域の支え合いの仕組みづくり協議会の開催実績)

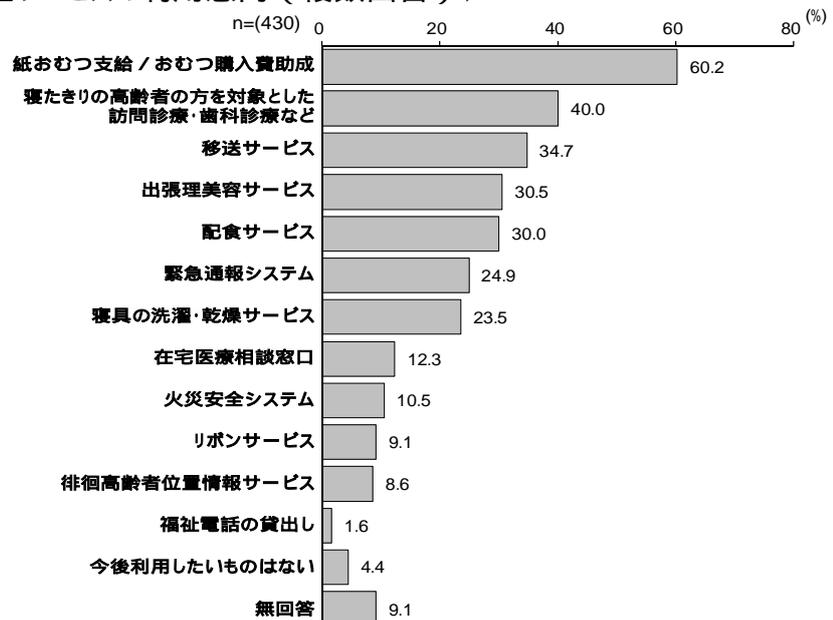
	平成 27 年度	平成 28 年度
開催回数	地域の生活支援の仕組みづくり研究会 4 回	地域の支え合いの仕組みづくり協議会 6 回
	地域の支え合いの仕組みづくり協議会 2 回	作業部会 【移動外出支援】 2 回 【交流の場】 2 回 【配食・会食】 2 回

(生活支援体制整備事業における協議体の位置づけ)



(2) アンケート調査結果

保健・福祉サービスの利用意向が高かったものは、「紙おむつ支給/おむつ購入費助成」、「寝たきりの高齢者の方を対象とした訪問診療・歯科診療など」、「移送サービス」の順となっています。
 (介護保険以外の保健・福祉サービスの利用意向 (複数回答))



出典：平成 28 年度 日常生活圏域ニーズ調査

(3) 主な福祉サービスの実施状況

紙おむつ等支給・おむつ購入費等助成事業

〔紙おむつ等支給事業〕

65歳以上で要支援、要介護認定を受け、在宅で失禁状態にある紙おむつを必要とする人を対象に、1ヶ月あたり6,000円相当以内の紙おむつ等を支給します。

〔おむつ購入費等助成事業〕

入院中で失禁状態にある65歳以上の寝たきり高齢者を対象（介護保険の施設サービスを利用している人を除く）に、おむつの購入に要した費用を、1ヶ月6,000円を上限に助成します。

〔紙おむつ等支給・おむつ購入費等助成実績〕

登録者数は各年度末

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
紙おむつ等 支給	登録者数	1,066人	1,475人	1,734人
	支給枚数	1,460,108枚	2,079,459枚	2,410,082枚
おむつ購入 費等助成	登録者数	1,560人	1,634人	1,745人
	支給金額	14,551,440円	14,957,148円	14,087,521円

出張理美容費助成事業

65歳以上で要介護4以上の在宅高齢者を対象に、気分を爽快にし、快適な生活を過ごしていただくとともに、経済的負担の軽減を図るため、出張理美容サービスの利用助成を行っています。

〔出張理美容費助成実績〕

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年度末登録者数	188人	166人	159人
利用回数	456回	429回	397回

寝具類洗濯乾燥事業

70歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者世帯及び65歳以上で要介護4以上の高齢者を対象に、快適な日常生活を過ごしてもらうとともに、経済的負担の軽減を図るため、寝具類の洗濯・乾燥サービスを行っています。

〔寝具類洗濯乾燥事業実績〕

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年度末登録者数	543人	552人	538人
洗濯利用回数	835回	798回	788回
乾燥利用回数	2,165回	2,111回	2,052回
水洗い利用回数	296回	280回	271回

主な取組み

(1) 支え合いの仕組みづくり

地域におけるボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体が取り組んでいる介護予防・生活支援サービス（地域資源）を把握し、担い手のネットワーク構築及び支援を行っていきます。

生活支援体制整備事業における第1層協議体である「地域の支え合いの仕組みづくり協議会」において、区全体の外出移動支援、配食・会食、交流の場など具体的な生活支援について検討を行っていきます。第2層協議体である高齢者総合相談センターの地区懇談会では、地域特性に応じた課題の把握・解決、地域づくり、資源開発等に関する協議・検討を行っていきます。

また、地域資源情報の可視化を行い、地域資源と人がつながるよう、情報の収集・公表システムを導入し、積極的に情報を発信していきます。

(2) 日常生活支援サービスの見直し

在宅支援サービス事業の内容について、高齢者を取り巻く社会動向等の変化や、利用される人のニーズに合った制度へと見直しを行っていきます。平成30（2018）年度より、聴力低下の症状が見られる高齢者で、一定所得以下の人に対し補聴器購入費の一部を助成する事業を開始します。

(3) 地域密着型サービスの充実

介護サービスを必要とする人が、中・重度の要介護状態になっても在宅で生活ができるよう、介護状態に合わせ柔軟な対応ができる、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護等、地域密着型サービスの利用を促進します。また、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めていきます。

関連事業

紙おむつ等助成事業、車椅子区有車短期貸出事業、理美容助成事業、寝具類洗濯乾燥事業、自立支援住宅改修助成事業、火災安全システム事業、生活支援体制整備事業

成果指標

【指標】	【現状】	【目標】
地域の支え合いの仕組みづくり協議会開催回数（累計）	10回	20回
地域資源情報の把握数	191件	300件

施策 2 生活支援の充実

2-3 見守りと支え合いの地域づくり

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も、安心して地域で暮らし続けられるよう、見守りが必要な人を把握するアウトリーチ事業を継続して実施し、見守りと支え合いネットワーク事業による見守り訪問につなげていきます。また、地域の住民や事業者とも連携し、見守り活動を行っていきます。

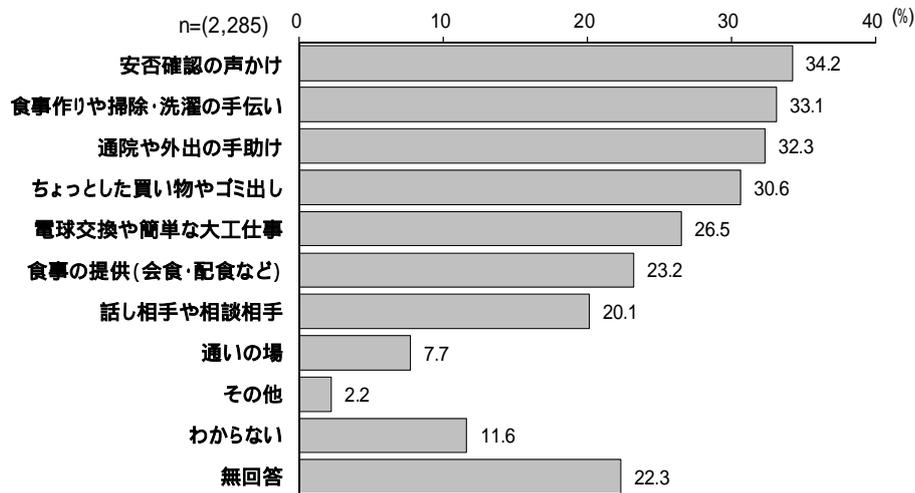
徘徊高齢者の位置情報探索サービスや、在宅時の急病や事故等に通報・相談できる緊急通報システム、スマートフォンアプリを利用した緊急情報共有による助け合いなど、安心な地域の暮らしを支える情報通信機器の積極的な活用を図っていきます。

現状と課題

(1) アンケート調査結果

在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスに「安否確認の声かけ」と回答された人が一番多く、住み慣れた場所で暮らし続けるためには、見守り体制の構築が重要です。

(在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(複数回答))



出典：平成 28 年度 日常生活圏域ニーズ調査

(2) 見守りと支え合いネットワーク事業(見守り訪問)

高齢者総合相談センターに配置されている見守り支援事業担当が、高齢者等実態調査や熱中症予防訪問、日常の相談対応等から把握した情報により、定期的な見守りが必要な人を対象に、月2回シルバー人材センターによる見守り訪問を実施しています。

(見守り訪問実績)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象世帯	238世帯	246世帯	242世帯
対象人数	257人	262人	255人
延べ訪問世帯数	2,895世帯	2,890世帯	2,972世帯

(3) 熱中症予防訪問

75歳以上の一人暮らしで介護サービス等を利用されていない人を対象に、5月から8月にかけて熱中症予防の啓発と生活状況の把握を目的に、民生委員・児童委員が熱中症予防グッズを配付する、熱中症予防訪問を実施しています。

この訪問をきっかけに、定期的な見守りやサービスが必要と思われる人を、必要なサービスへつなげていくとともに、現在訪問対象となっていない高齢者のみの世帯や、高齢者と障害者の世帯など、アウトリーチが必要と思われる世帯などへの対応方法を検討していく必要があります。

(熱中症予防訪問実績)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
配付世帯数	5,531世帯	5,634世帯	5,797世帯

主な取組み

(1) 多様な主体による見守り体制の構築

定期的な見守りが必要な人を把握し、見守り訪問事業の利用につなげていきます。

また、地域における多様な主体によるゆるやかな見守りの目を増やし、近隣住民や町会、商店など高齢者と日常的に関わりのある方が、いつもと違った様子だと気づいた時に、高齢者総合相談センター等の相談、支援機関へ円滑につなげることができるよう、わかりやすい仕組みを作り周知していきます。さらに、宅配事業や新聞配達など、訪問を業態とする民間事業者と連携した見守り体制を構築していきます。

(2) アウトリーチ活動の推進

支援を必要とする状況にありながら、支援に結び付きにくい人を把握し必要な支援につなげていけるよう、高齢者総合相談センターに見守り支援事業担当を配置し、積極的にアウトリーチ活動を行っていきます。

熱中症予防訪問など、戸別訪問の機会を捉え積極的に継続的な見守りが必要な人の把握を行い、定期的な見守り訪問及び必要な支援につなげていきます。

〔高齢者の見守り イメージ〕



関連事業

訪問支援事業、配食サービス事業、見守りと支え合いネットワーク事業、
高齢者等アウトリーチ事業、高齢者安心通報事業、徘徊高齢者位置サービス利用助成事業

成果指標

【指標】	【現状】	【目標】
見守り協定団体数	1団体（28年度）	5団体
見守り訪問対象人数	255人	300人

介護予防の取組みの重要性が注目されるにつれ、地域では介護予防リーダーを中心とした自主グループの活動が増えてきています。そうした活動のモデルとなっている自主グループをご紹介します。

元気！ながさきの会

介護予防の重要性が今ほど注目される前の17年前から、介護予防・認知症予防の活動をしている区内でもさがけのグループです。

長崎地区の65歳以上の高齢者を中心に、住民主導で活動を実施し、現在10グループ、約200人の会員が活動しています。

主な活動は「グランドゴルフ」、「折り紙」、「太極拳」、「囲碁」、「パソコン」、「朗読」、「吹き矢」、「男の料理」など、定例の活動に加えて近隣小学生との交流や、チャリティコンサートなども行っています。

元気！ながさきの会をモデルとして、区内でも多くの自主グループが活動を開始し、広がりをみせています。



〔元気！ながさきの会〕

施策 3 相談支援体制の充実

3-1 高齢者総合相談センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して安全に暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステム構築の中核機関である高齢者総合相談センターの機能強化を推進します。

自立支援、生きがいのある生活に向けての支援を行い、在宅生活の限界点を向上させるとともに介護に取組む家族等への支援をさらに進めます。

また、地域ケア会議を活用し、自立支援・介護予防・重度化防止に資するケアマネジメントの強化につなげます。

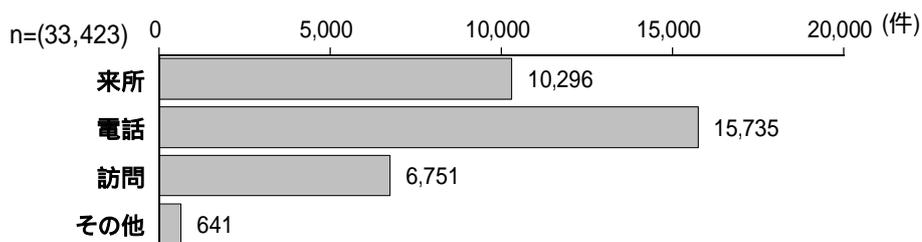
現状と課題

(1) 総合相談支援

高齢者総合相談センターは、区民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

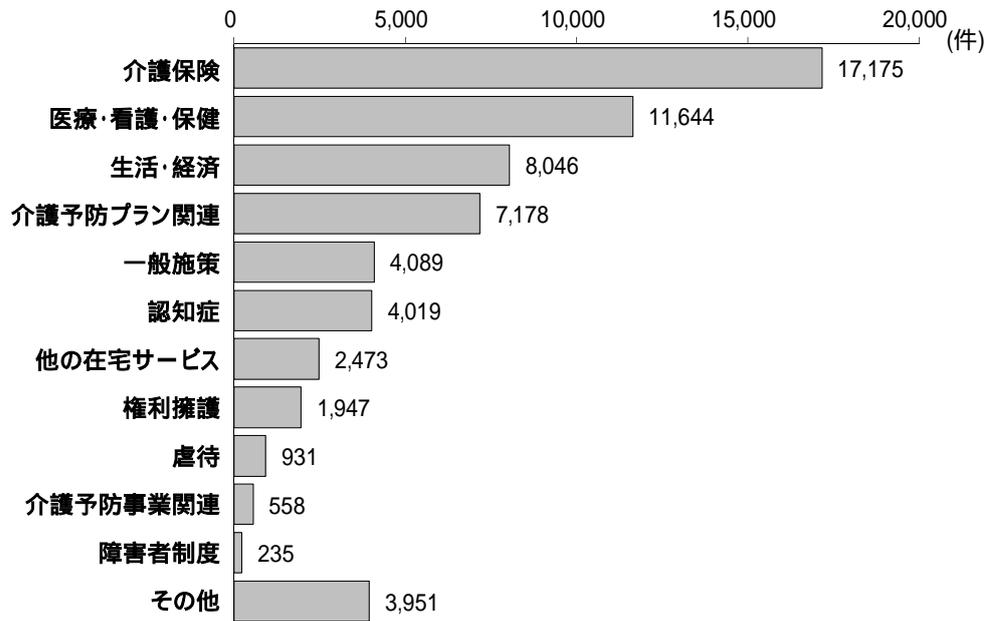
支援を必要とする高齢者を保健・医療・福祉サービスをはじめとした適切な支援につなぎ、継続的に見守り、さらなる問題の発生を防止する相談支援を行ってきました。

〔高齢者総合相談センターの相談方法（平成28年度）〕



出典：平成 29 年版 豊島区の社会福祉より作成

〔高齢者総合相談センターの相談内容（平成28年度）（複数回答）〕



相談内容は複数の場合があるため相談方法の件数と一致しない
 出典：平成29年版 豊島区の社会福祉より作成

（2）地域連携機能の強化

高齢者総合相談センターは、総合相談や介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等を通じて、個別の課題解決に取り組む中で、高齢者だけでなく、その家族や地域の持つ複合的・重層的な課題への対応を、関係機関や地域との連携による地域ケア会議等を通じて行ってきました。

〔地域ケア会議の実施状況〕

	平成27年度	平成28年度
開催回数	73回	70回

地区懇談会、主任ケアマネジャー地区懇談会、地域ケア会議全体会議の合計数

（3）ケアマネジャーへの支援

豊島区介護支援専門員研修企画委員会

平成28年度より、豊島区内の居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーの資質向上を目的とし、「豊島区介護支援専門員研修企画委員会」を立ち上げました。研修企画委員会において検討した内容に基づき、区主催によるケアマネジャー研修を実施しています。100人前後の区内事業所ケアマネジャーが出席しています。

豊島区主任介護支援専門員育成委員会

主任ケアマネジャーの育成を効果的に行うため、高齢者総合相談センターが主体となり、「豊島区主任介護支援専門員育成委員会」を立ち上げました。主任ケアマネジャーの要件を満たせるよう、ケアマネジャー研修を実施しています。

平成30（2018）年度から、居宅介護支援事業所の管理者は主任ケアマネジャーであることが要件となりました。（3年間の経過措置期間が設けられています。）豊島区の居宅介護支援事業所の管理者は、主任ケアマネジャーの資格を有していないケアマネジャーが多いため、養成が課題となっています。

主な取組み

（1）高齢者総合相談センターの機能強化

窓口機能の強化

中核機関としての機能をさらに強化し、専門相談だけでなく、元気な人にも住み慣れた地域で安心して安全に暮らし続けられるための情報提供、ネットワークづくり支援など包括的な対応を行っていきます。

また、家族の介護負担を軽減するため、働きながら介護をする家族等に対する相談・支援の充実を図ることで、介護離職を防いでいきます。

生きがい活動・介護予防活動への支援

高齢者が生きがいをもって暮らし続けることができるよう、地域活動への参加や区民ひろば等地域の居場所へつなぐこと、介護予防への取組みを支援することにより、健康寿命の延伸、在宅生活の限界点の向上に努めます。

そのために地域ケア会議の一部である「自立支援地域ケア会議（元気はつらつ報告会）」、「初回アセスメント強化事業（元気はつらつ訪問）」を活用します。



（「自立支援地域ケア会議の様子」）

（2）総合相談・ケアマネジメント力の強化

高齢者総合相談センター業務運営の評価・効率化

豊島区が、高齢者総合相談センター業務全体に対する指針を示し、各高齢者総合相談センターにおいて運営計画を作成します。その実施状況について、「地域包括支援センター運営協議会」で進捗管理し、担当する地域の実情に合わせた運営が行われているか、適正な項目や手法により客観的に評価して、業務運営に活かしていきます。また、総合相談機能の標準化と事務の合理化・効率化のため、「高齢者総合相談センター支援システム」の導入を検討します。

介護予防ケアマネジメントの推進

介護や支援を必要とする状態になる前だけでなく、介護や支援が必要となった場合でも、高齢者本人が尊厳を保持し、本人の望む生活を実現するために、介護予防ケアマネジメントを通じて生活機能の向上をめざします。

(3) 地域ケア会議機能の強化と充実

平成30(2018)年度から、地域ケア会議の開催が義務付けられています。

多職種による連携

複合的な課題を抱えた個別事例を解決する地域ケア会議(個別会議)を継続し、さらに内容を深化させていきます。

また、自立支援・介護予防の観点から、高齢者総合相談センターの3職種に加え、ケアマネジャー、見守り支援事業担当と、リハビリテーション専門職をはじめとする専門職を含めた、多職種連携による自立支援地域ケア会議の充実を図ります。

地域課題等の情報共有体制の構築

個別事例の解決へ向けた取組みで発見された地域の課題をテーマに、高齢者総合相談センターごとに行う地区懇談会は、これまでもサロンの立ち上げや地域の支え合いの仕組みづくり等の成果を上げてきました。今後は、高齢者総合相談センター間での情報共有や連携にも取り組みます。

地域ケア推進会議と関連会議との連携

地域での課題に対する取組みの集積を、区の政策形成につなげていくために、地域ケアに関わる様々な会議体と地域包括支援センター運営協議会を一層活用していきます。

(4) ケアマネジメントの資質向上と主任ケアマネジャーの育成支援

地域の居宅介護支援事業所における高齢者の自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントの機能を強化するため、地域の主任ケアマネジャー・ケアマネジャーの育成支援を、豊島区主任介護支援専門員育成委員会が中心となり行っていきます。

関連事業

基幹型地域包括支援センター運営事業、高齢者福祉サービス相談事業、
地域包括支援センター運営事業、初回アセスメント強化事業

【指標】	【現状】	【目標】
高齢者総合相談センターの認知度	53.4%	56%（2020年） 60%（2025年）
地域ケア個別会議開催回数	136回	140回

Column No.4

地域ケア会議とは

地域ケア会議は、「個別課題解決」、「ネットワーク構築」、「地域課題発見」、「地域づくり・資源開発」、「政策形成」など様々な機能を持ち、その機能が作用し合い、循環しながら地域包括ケアを推進していくことができます。高齢者個人に対する支援の充実と、地域包括ケアシステムの体制の整備を同時に進めることができる有効なツールです。

豊島区では、平成27年度以前から行っている会議体を再編成し、地域ケア会議を開催しています。

平成30（2018）年度からは、個別課題解決・自立支援のための「地域ケア個別会議」と地域課題と区の課題に対応する「地域ケア推進会議」に大別し、開催していきます。

（1）地域ケア個別会議

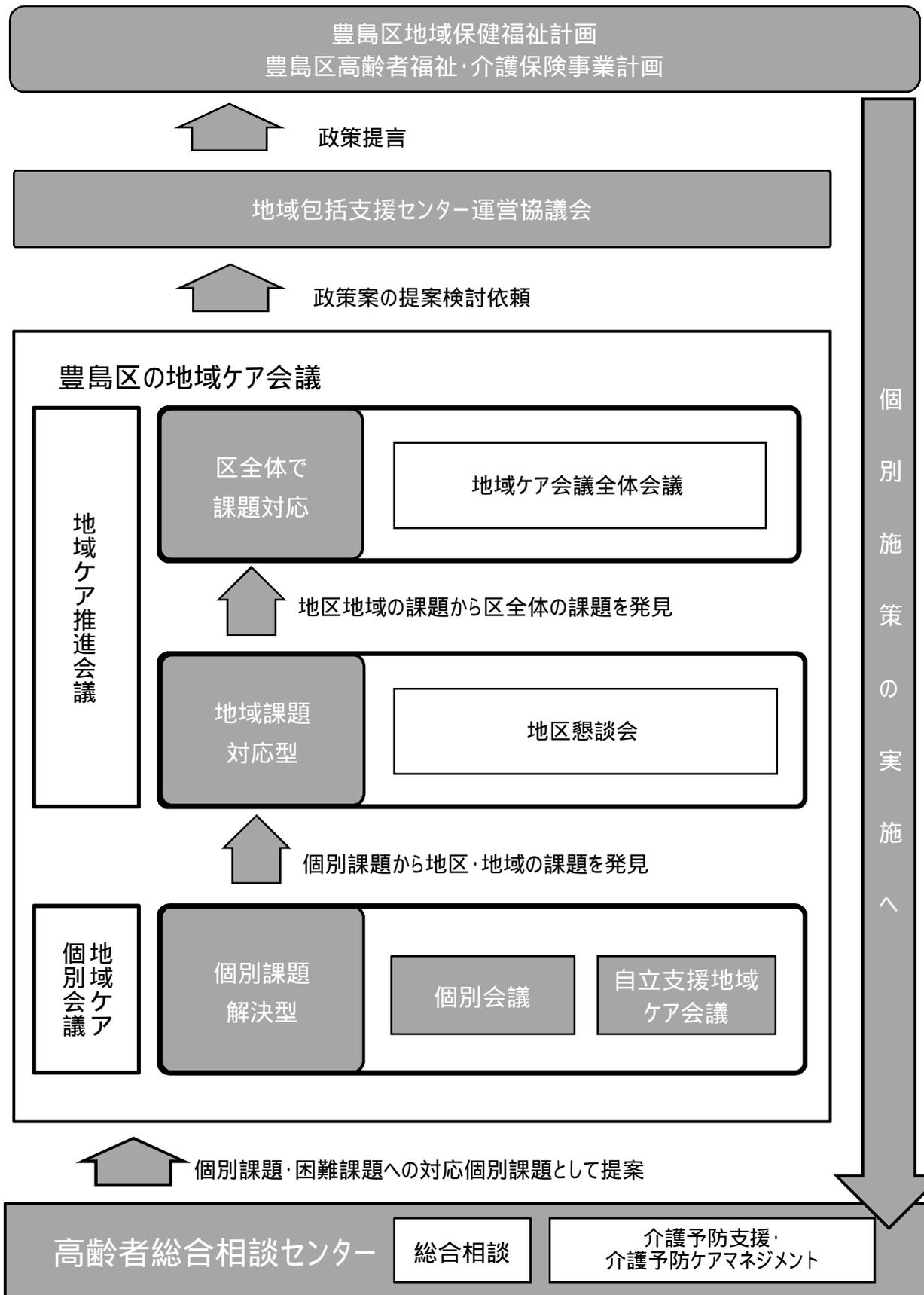
地域ケア個別会議は、主に支援困難ケースの課題解決を目的とした「個別会議」と、自立支援・介護予防の観点から多職種が関わり行う「自立支援地域ケア会議」があります。

（2）地域ケア推進会議

地域ケア推進会議は、各高齢者総合相談センターが、各地域の関係者（民生委員・児童委員、町会、商店会、ケアマネジャー、医療関係者、金融機関、警察、消防、CSW等）とともに、「地域ケア個別会議」の中から見つけた地域の課題を共有し、多職種・多機関の連携による包括的な支援や、地域連携、ネットワークづくりを行う、「地区懇談会」と、各地区懇談会で対応策を検討した、地域課題の中から区全体にかかる課題を発見し、対応策を検討する「地域ケア会議全体会議」があります。

地域ケア会議全体会議や、地域包括支援センター運営協議会を通じ、検討した課題を政策提言までつなげることで、豊島区地域保健福祉計画、豊島区高齢者福祉計画・介護保険事業計画に施策として反映していきます。これらの地域ケア会議は、「地域の支え合いの仕組みづくり協議会」や「豊島区認知症施策推進会議」、「在宅医療連携推進会議」等、ほかの会議体とも連携していきます。

豊島区地域ケア会議の体系図



施策 3 相談支援体制の充実

3-2 権利擁護・虐待防止の推進

一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、多様な支援を必要とする人が地域で安心して生活できるよう権利擁護体制の充実を図ります。

権利擁護を図る上で、成年後見制度の利用は重要な役割を果たしていますが、財産管理や社会生活に支障のある場合など、必要とする人の利用を促進するために、成年後見制度利用促進法が平成28年5月に施行されました。今後、利用に係る需要を適切に把握し対応するため、地域連携ネットワークの構築など体制整備を進めます。

高齢者虐待については、家族の介護負担の軽減を図るなど未然防止を図るとともに、高齢者総合相談センターを中心に関係機関と連携して対応を図ります。

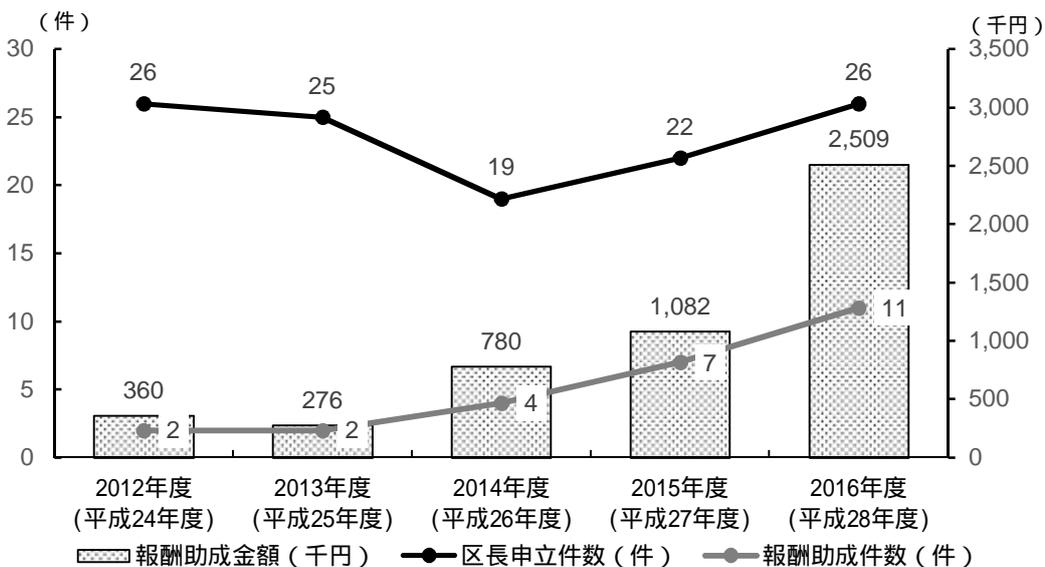
現状と課題

(1) 権利擁護の状況

成年後見制度区長申立件数は、おおむね年間20件から30件程度で推移しています。

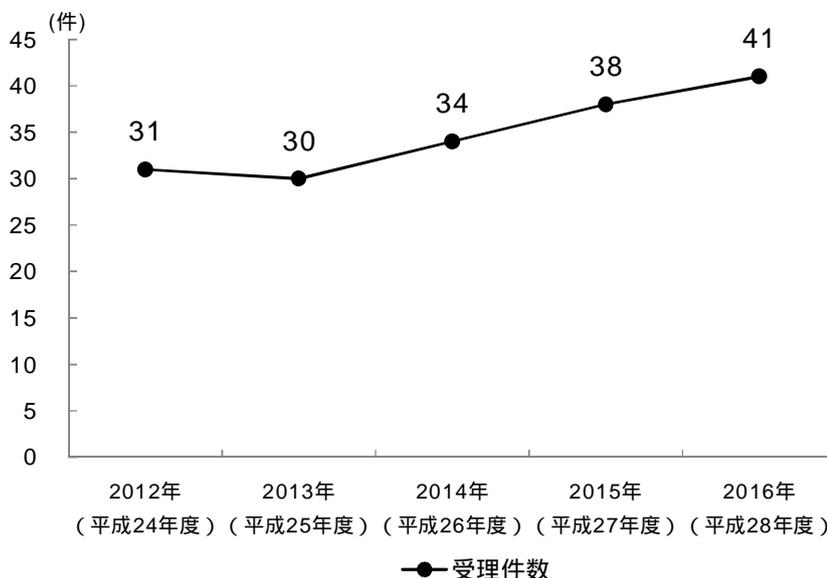
後見人等に対する報酬助成については、件数、助成金額ともに増加していますが、この傾向は成年後見制度の普及に伴い続くものと想定されます。

(成年後見制度利用支援事業推移(高齢者))

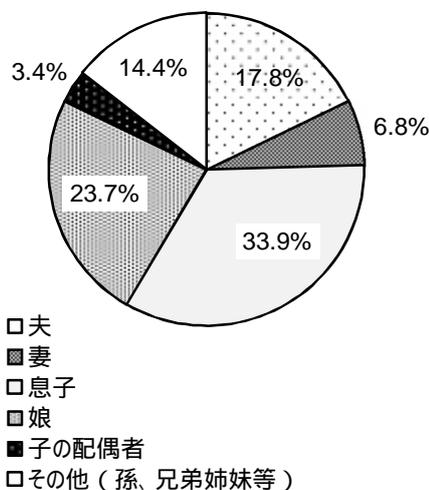


高齢者総合相談センターに寄せられた相談のうち、虐待として受理した件数は微増傾向にあります。虐待の状況に大きな変化は見られませんが、今後は地域の見守りなどによる未然防止や早期発見に努める必要があります。

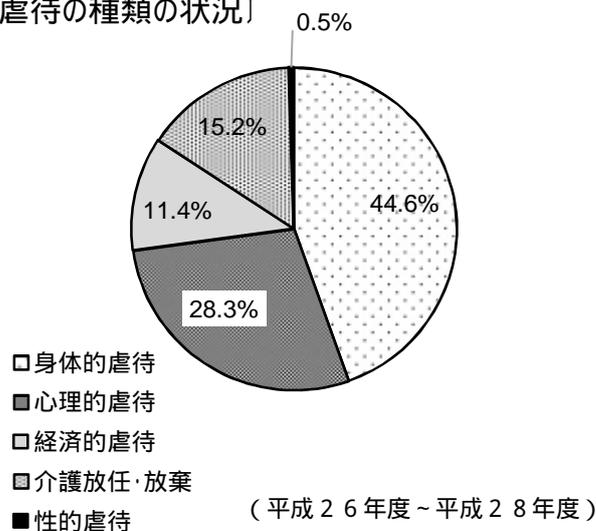
〔高齢者虐待受理件数〕



〔主たる虐待者の状況〕



〔虐待の種類別の状況〕



高齢者虐待に関する理解を促進するため、区民、関係機関職員向けの講演会を毎年開催するほか、パンフレットを作成し、区内施設の窓口等で広く配布しています。

〔高齢者虐待普及・啓発事業実施状況〕

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
虐待防止講演会	回数	2回	1回	2回
	参加者数	93人	44人	60人
パンフレット発行数		5,000部	5,000部	

（１）社会貢献型後見人の養成

今後、成年後見制度の普及により、成年後見人の担い手として弁護士や社会福祉士等の専門職ばかりでなく、地域住民が市民感覚を持った後見人として後見を行う、「社会貢献型後見人」の養成を社会福祉協議会とともに進めていきます。

（２）成年後見制度の利用支援

成年後見制度利用促進法が施行され、制度の利用促進のための体制整備が求められています。利用する人が安心して利用でき、メリットを実感できる制度となるよう、国や都の動向を踏まえながら、成年後見制度の周知・啓発、後見人支援、不正防止等のための地域連携ネットワークの構築等について、社会福祉協議会の福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」との連携強化を図り、権利擁護体制の充実に向け検討を進めていきます。

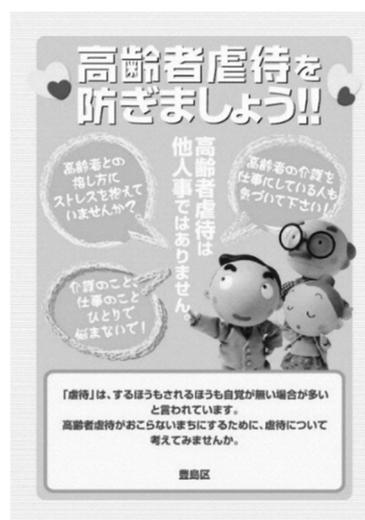
成年後見制度を必要としている人が適切に利用できるよう、親族による申立が見込めない場合、区長申立による審判請求手続きを行います。また、資産などが少なく後見報酬付与が困難な場合には報酬助成を行います。

（３）高齢者虐待の防止

高齢者虐待を未然に防ぎ、早期に発見・対応するために、高齢者虐待についての講演会の開催やパンフレットの配布等を通じて周知、啓発を図るとともに相談、通報に対しては高齢者総合相談センターを中心とした関係機関の連携のもと、問題の解消を図ります。

具体的には家族の介護負担軽減を図るために適切な介護サービスの利用をすすめるほか、複雑化する課題の解決を図るために、精神科医や弁護士などの専門家の助言を得られる機会を設けるなど支援体制の充実に図ります。

また、近年全国的に増加傾向にある介護施設従事者による虐待に対しては、未然防止にむけた研修体制の充実等について検討を進めていきます。



〔高齢者虐待防止パンフレット〕

（４）消費者被害の防止

高齢者を中心に深刻化する消費者被害を防止し、消費者の安全・安心を確保するため、パンフレットの配付や出前講座などを通じて、さらに普及啓発をしていきます。

また、被害の未然防止と早期発見のため、消費生活センターと高齢者総合相談センターをはじめとする関係機関との連携をさらに進め、すみやかな問題解決に向けた相談支援体制の充実に図ります。

関連事業

成年後見制度関係事業、高齢者虐待防止事業

緊急ショートステイ支援事業

成果指標

【指標】	【現状】	【目標】
社会貢献型後見人の養成	14人	18人

Column No.5

社会貢献型後見人とは

社会貢献型後見人とは、「成年後見制度」の趣旨と内容を理解している区民の方で、社会に貢献したいという熱意をもった成年後見人です。各自治体が実施する養成講習を修了した方が認定を受けて活動しており、親族や専門家ではない新たな後見人の受け皿として活躍が期待されています。

社会貢献型後見人は自治体によって呼称は「市民後見人」「区民後見人」など様々ですが、豊島区では地域包括ケアシステムの一翼を区民が担うという意味合いで「社会貢献型後見人」と呼んでいます。

平成 17 年度から東京都で養成研修が実施されてきましたが、平成 28 年度に豊島区として初めての社会貢献型後見人養成講座を社会福祉協議会と協同で開催しました。説明会には 63 名が参加し、その後約半年間で入門講座（3 日間）、基礎講座（9 日間）を経て、最終選考を通過した 7 名が社会福祉協議会の後見メンバーとして登録されました。

現在、地域福祉権利擁護事業の支援員として活動を始めており、これから、これまで登録されていた 7 名とともに、社会貢献型後見人として活動を担っていくこととなります。



施策 4 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

4-1 認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、認知症についての正しい知識を普及し、認知症の容態に応じ適時・適切な医療・介護等の体制整備を進めます。

認知症本人や家族の声を聞き、認知症本人や家族の視点に立った認知症施策を推進します。

認知症ケア力の向上を図るため、認知症ケアに携わる関係者向け研修を行い、多職種連携を推進します。

現状と課題

(1) 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の7つの柱と取組状況

高齢化に伴い、認知症高齢者数は増加が見込まれています。平成37(2025)年には全国で約700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症であると推計されています。豊島区では介護保険法の改正で明記された新オレンジプランの考え方を踏まえ、認知症本人の視点を重視し、家族や介護者の支援を含めた総合的な取組みを実施してきました。

	項目	取組状況
	普及・啓発	認知症パンフレットの作成及び配布、認知症サポーター養成講座、広報、中央図書館展示、区ホームページへの掲載
	適時・適切な医療・介護	もの忘れ相談、認知症初期集中支援チーム活動、認知症ケアパスの作成及び配布、認知症地域支援推進員活動、認知症コーディネーター活動、多職種協働研修(認知症ライフサポート研修)
	若年性認知症	若年認知症リーフレット作成・配布、連絡会の開催
	介護者への支援	認知症カフェ登録及び運営補助事業、認知症介護者の会の運営、介護者サポーター活動支援、認知症介護者支援講座、等
	やさしい地域づくり	認知症予防教室や講座の開催、認知症・虐待専門対応事業、成年後見制度利用支援、等
	研究開発	国及び都事業
	認知症の人やその家族の視点	豊島区認知症施策推進会議

(2) 早期診断・早期対応の体制づくり

もの忘れ相談の実施

高齢者総合相談センターにおいて、豊島区医師会の認知症かかりつけ医が相談に応じています。予約制の定例相談に加え、訪問等を行う随時対応相談を開始しました。定例相談はもの忘れがひどくなったなどの認知症本人からの相談、随時対応相談は家族などの相談が多い傾向にあります。

〔相談件数〕

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
定例相談	26件	20件	16件
随時対応相談		11件	15件

認知症初期集中支援チームの設置

平成30(2018)年度の本格実施に向けて、平成29年度からモデル実施として、2つの認知症初期集中支援チームを設置し、4つの高齢者総合相談センターのエリアで支援を実施しています。

(3) 地域での支え合いネットワークの推進

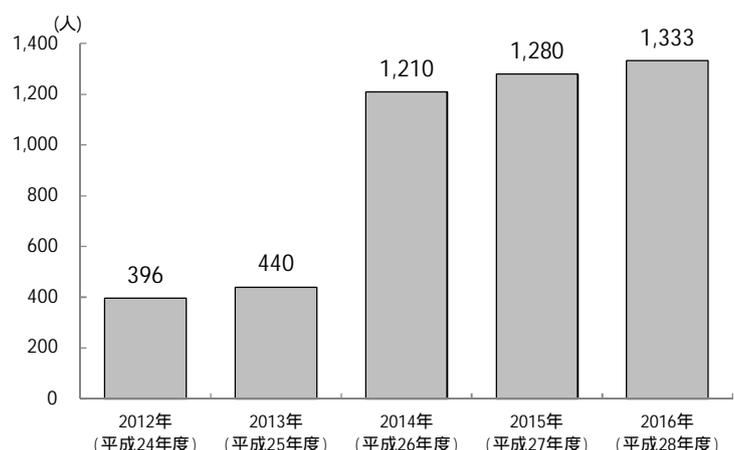
認知症サポーターの養成

平成28年度までに累計7,182人の認知症サポーターを養成しました。

また、平成28年度からは、講座終了者を対象としたフォローアップ講座を開催しています。

養成講座の受講者は、若年層の受講が少なく、支え合いのネットワーク化を推進するうえで、特に若年層を中心に引き続き養成をする必要があります。

〔認知症サポーター養成数(単年度)〕



□ 認知症サポーター養成数(単年度)

〔認知症サポーター養成講座(年代別内訳)(平成28年度)〕

参加者	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
人数	112人	128人	149人	216人	162人	225人	341人	1,333人
(割合)	(8.4%)	(9.6%)	(11.2%)	(16.2%)	(12.2%)	(16.9%)	(25.6%)	(100%)

認知症カフェの展開

認知症カフェは、平成26年度より委託事業で行っており、各団体の自主性を活かせるように、平成28年度から運営団体への運営費助成事業へ変更しました。認知症本人やその家族、地域住民等が集い交流を図りながら認知症関連の情報を共有できる場として広がりを見せています。

〔認知症カフェ開催数の推移〕

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
認知症カフェ開催数	24回	24回	162回

（４）認知症の当事者・家族支援（認知症介護者支援事業）

認知症介護者が情報交換などを行える介護者の会を開催しています。区で養成した介護者の会のサポーターが会の運営をしています。また、家族支援のための講座を開催しています。

〔講座の内訳（平成28年度）〕

講座名	回数	参加人数
認知症介護支援講座	3回	51人
認知症スクール（2回制）	1クール	41人
区民公開講座（医師会委託事業）	1回	88人

（５）認知症情報の普及啓発

豊島区医師会とともに、認知症パンフレットを作成し認知症についての正しい知識の普及を図るとともに、医療及び相談先などの紹介をしています。

また、若年性認知症本人やご家族が、病気の進行や症状、相談内容に応じ利用できるサービスをまとめたリーフレットを、関係部署と検討して作成し、発行しています。



〔認知症啓発パンフレット〕

（６）在宅認知症ケアに係る人材の育成

認知症ライフサポート研修は、認知症本人の視点を大切にし、認知症の進行に合わせた支援方法を学び、多職種がチームとなって支えていくことをめざす研修です。認知症ライフサポート研修の充実のため、平成27年度から認知症ライフサポート研修の講師をめざす人に向けた研修を実施しています。

〔認知症ライフサポート研修実績〕

	平成27年度	平成28年度
養成人数	23人	166人

(2) 地域での支え合いネットワークの推進

地域で認知症の在宅ケアを支えていくには、医療や介護の連携、社会の基盤づくりが必要です。認知症本人やその家族、地域住民など、誰でも安心して集い、交流を図りながら認知症関連の情報を共有し、理解を深める場として「認知症カフェ」の充実を図ります。

認知症支援に携わるボランティアや団体等の顔が見える体制づくりをすることで、さらなる地域の支え合いのネットワークを推進します。

また、認知症本人の生活を総合的に支援する、認知症地域支援推進員を配置し、高齢者総合相談センターや医療機関・介護事業者等との認知症多職種連携研修を開催します。



(3) 認知症本人・家族支援

地域で安心して生活するために、認知症本人や家族の声を聞き、介護をする家族が抱える多様な課題に合わせた取組みを推進します。介護者サポーターが運営する介護者の会については、連絡会を通して運営を支援していきます。また、パンフレットによる相談機関の周知や、介護者向けの講座の開催などを行います。

若年性認知症本人の相談窓口の一つとして、高齢者総合相談センターにおける相談体制の整備を進めるほか、認知症本人とその家族の視点を重視した社会参加を支援していきます。

(4) 認知症情報の普及啓発

認知症を正しく理解し、認知症本人やその家族を見守り、支援する人（認知症サポーター）を増やすための「認知症サポーター養成講座」を実施します。また、消費生活センターと連携し、悪質商法等のトラブル防止方法についても、引き続き周知していきます。



さらに、認知症になっても地域で安心した生活が継続できるように、生活をしていくうえでできる工夫や備えについての情報を、講座等で周知していきます。認知症啓発パンフレット内容の充実や、認知症支援講座を開催して認知症への理解を深めていきます。

(5) 在宅認知症ケアに係る人材の育成

認知症本人が質の高い生活を送るためには、その生活に携わる支援者もそれぞれの専門性を高め、連携を図ることが大切です。

認知症ライフサポート研修等、医療・介護職をはじめとして、多職種向けに、認知症本人の意思を尊重し、切れ目ない支援をめざした認知症ケアの向上と連携を目的とした研修会を行います。



(認知症ライフサポート研修の様子)

関連事業

認知症サポーター養成講座、認知症ケア向上推進事業、認知症カフェ登録及び運営補助、認知症介護者支援、認知症多職種協働研修、もの忘れ相談事業、認知症初期集中支援推進事業、認知症予防プログラム事業

成果指標

【指標】	【現状】	【目標】
認知症サポーター養成講座受講者数（累計）	7,182人	10,000人
認知症カフェ実施回数	162回	200回
認知症初期集中支援チームの支援者数（新規）		40件

施策 5 在宅医療体制の充実

5-1 医療と介護の連携

保健・医療・介護連携を強化し、地域包括ケアシステムを構築して、区民が誰でも安心して在宅医療を受けられる仕組みづくりを推進します。

医療・介護従事者を中心とした多職種連携を推進します。

在宅医療に関わるスタッフのスキルアップに取り組みます。

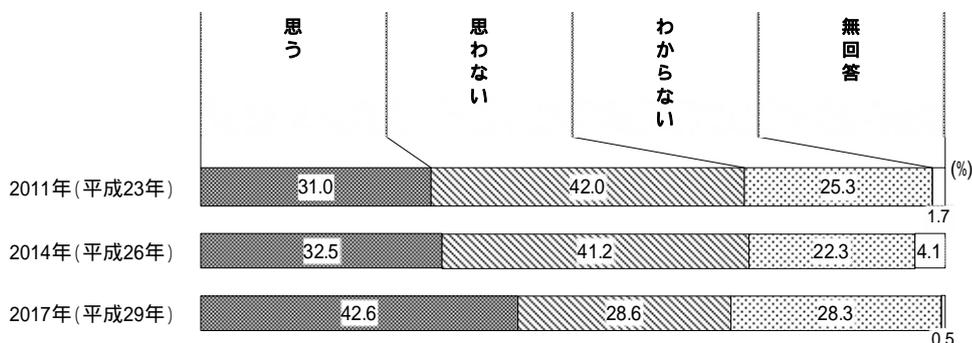
在宅医療に関心・理解のある区民を増やします。

現状と課題

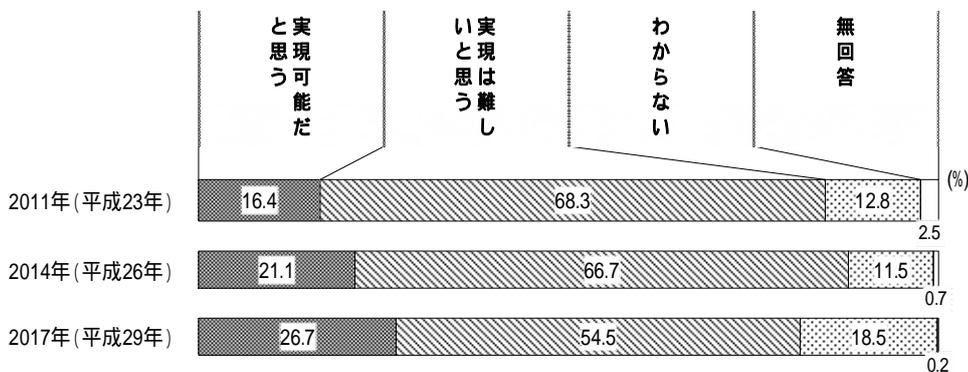
(1) アンケート調査結果

長期療養が必要になった場合、自宅での療養を希望する区民は増加しており、平成29年の意識調査では4割を超えました。その一方で、自宅での療養は実現可能だと思う区民は希望者の約4分の1にとどまっています。

〔在宅療養意向の推移〕



〔自宅での長期療養の実現可能性〕



出典：豊島区健康に関する意識調査（平成29年版）

自宅での長期療養生活が実現できない、希望しない理由については、「家族に負担をかけるから」が最も多く約7割となっています。また、「在宅では、医療・介護の体制が不十分だと思うから」、「急に病状が変わったときの対応が心配だから」という回答もそれぞれ3割を超えています。

慢性期の患者については、病院に入院しての医療から在宅医療へという全国的な流れがある中、在宅療養を希望する区民が安心して自宅で療養生活を送ることができる体制を整備していくことが課題です。

(2) 在宅医療介護連携の状況

厚生労働省は、在宅医療介護連携の進め方について、平成30(2018)年4月までに全区市町村が取り組むべき8項目(下表参照)の事業内容を示しています。

豊島区は、在宅医療連携推進会議の開催や在宅医療相談窓口・歯科相談窓口の設置など、平成29年度までにそのすべてに取り組むことができます。

主な取り組み

地域包括ケア実現に向けて、医療・介護関係者の連携が重要となることから、平成26年に介護保険法が改正され、平成30(2018)年4月までに全区市町村で在宅医療・介護連携推進事業を実施していくことになりました。

厚生労働省が示す取り組み項目は、下表(ア)から(ク)の8項目です。

(ア)	地域の医療・介護の資源の把握
(イ)	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
(ウ)	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
(エ)	医療・介護関係者の情報共有の支援
(オ)	在宅医療・介護連携に関する相談支援
(カ)	医療・介護関係者の研修
(キ)	地域住民への普及啓発
(ク)	在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

平成30（2018）年度以降は、事業実施の効果を評価しながら、取組内容の充実を図ります。各項目の具体的な取組内容は以下のとおりです。

（ア）地域の医療・介護の資源の把握

平成29年度に地域医療機関に対して、在宅医療資源の調査を実施し、調査結果をウェブ上で検索できるようにしました。また、介護機関とあわせてリスト化し、冊子を作成して区民をはじめ各関係機関に配布しました。

平成30（2018）年度以降は資源情報を定期的に更新して、ウェブ上で最新情報を検索できるようにしていきます。

（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等をメンバーとする在宅医療連携推進会議を協議の場として定期的開催し、在宅医療・介護連携の現状把握と課題の抽出、対応策等の検討を行っていきます。

また、ワーキンググループとして、在宅医療連携推進会議の下、口腔・嚥下障害部会、在宅服薬支援部会、訪問看護ステーション部会、リハビリテーション部会、ICT部会の5専門部会を設置し、個別の課題検討を行います。

（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制づくりを進めます。

（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

在宅医療連携推進会議にICT部会を設置して、地域医療機関・介護機関のICT活用状況の把握と課題の抽出を行っていきます。

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

在宅医療相談窓口（豊島区医師会委託）を中心に、関係機関、区民からの相談受付業務や、退院時連携調整、在宅医療・介護関連地域資源の紹介等コーディネート業務を引き続き実施していきます。

同じく、歯科についても、歯科相談窓口（豊島区歯科医師会委託）を中心に、関係機関、区民からの相談受付業務や、連携、地域資源紹介等コーディネート業務を引き続き実施していきます。

また、両窓口とも相談件数、コーディネート件数ともに増加していることや、今後も高齢化の進展に伴うニーズ増が見込まれることから、業務を円滑に遂行できるよう適切な人員配置に努めていきます。

(カ) 医療・介護関係者の研修

在宅医療への理解を深め、在宅医療に取り組む人材を養成するため、各種研修を行います。

(キ) 地域住民への普及啓発

区民が、在宅医療・介護について具体的なイメージを持てるよう、講演会の開催、パンフレットの作成・配布等を行います。

あわせて、在宅医療相談窓口、歯科相談窓口、お薬相談窓口（池袋あうる薬局）を周知し、区民の認知度を高めていきます。

(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

豊島区が属する二次保健医療圏（区西北部）内の北区・板橋区・練馬区と情報交換を行い、必要な協力・連携体制を構築します。

関連事業

在宅医療連携推進会議・在宅医療相談窓口事業、
在宅歯科医療相談窓口事業

成果指標

【指標】	【現状】	【目標】
在宅療養希望及び実現可能と思う区民の増加	在宅療養を 希望する区民 42.6%	在宅療養を 希望する区民 46.0%
	実現可能と思う区民 26.7%	実現可能と思う区民 32.7%
在宅医療関連相談窓口の認知度の向上	在宅医療相談窓口 25.5%	在宅医療相談窓口 28.4%
	歯科相談窓口 21.9%	歯科相談窓口 25.0%
	お薬相談窓口 21.1%	お薬相談窓口 23.8%